

令和 4 年度
社会教育センター一年報
第 38 号



東大阪市立社会教育センター

はじめに

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、コロナ前の日常を取り戻しつつある令和5年にはありますが、急激な物価高、地球環境の悪化、戦争や紛争などは私たちの生活に直接あるいは間接的に影響しており、この間の急速な変化とこれまでのさまざまな課題が、生涯学習にも少なからず影響を及ぼしています。

そして、人口減少・少子高齢化が進む中、ICTのさらなる普及やAI技術の進化で私たちを取り巻く環境が大きく変わる、そのような時代においても、生涯学習の目的や役割は社会のなかで自らを成長させ、自らの人生を豊かにするものであることに変わりはありません。

東大阪市では「第四次東大阪市生涯学習推進計画」を作成し、新しい時代の生涯学習を推進すること、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向け、積極的に取り組んで、次世代につなげていこうと計画しており、社会教育センターと各公民分館及び公民分館分室においても「集い」、「学び」、「仲間づくり」の場であり、地域住民の学習機会や地域問題の解決、地域文化の振興に寄与すべき施設として今後も活動を行ってまいります。

その一方で、各公民分館、公民分館分室ともに施設の老朽化が進み、補修が絶えないこと、広く地域の生涯学習拠点として存在していますが、利用者は高齢の方々が多く、若い世代の方々の施設利用や事業への参加が少ないことも従前より指摘されています。

今後も社会教育センターは幅広い世代において、集い、学び、さらには世代間を超えてコミュニケーションや仲間づくりのできる「より快適な施設」、「より魅力のある施設」をめざし、各公民分館、公民分館分室と連携を深め、今日的な諸課題にも取り組み、生涯学習の推進に努めてまいります。

みなさまには社会教育センターに対しご理解を賜り、職員一同感謝申し上げますとともに今後ともご指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

目 次

令和4年度事業報告

1. 東大阪市民講座	P 1
2. ふれあい勉強会	P 8
3. 人権市民講座	P 1 0
4. 識字学級	P 1 1
5. 社会教育関係団体に関する事業	P 1 2
6. 第33回東大阪市民文化芸術祭	P 1 6
7. 野外活動センター事業	P 1 7
8. 花園地域生涯学習ルーム	P 1 9
9. 生涯学習の場の提供事業	P 2 1
10. 公民館関係事業	P 2 6
11. 市民講座講師登録制度	P 3 0

参考資料

(1). 東大阪市立社会教育センター条例	P 1
(2). 東大阪市立社会教育センター条例施行規則	P 4
(3). 東大阪市立公民館運営審議会条例	P 7
(4). 東大阪市立野外活動センター条例	P 9
(5). 東大阪市立野外活動センター条例施行規則	P 1 3
(6). 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例	P 1 6
(7). 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則	P 1 9
(8). 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱	P 2 2
(9). 社会教育法(抜粋)	P 2 4

令和4年度事業報告

1. 東大阪市民講座

1. 概要

市民講座は、社会教育センター及び各公民分館が住民の方々に学習の機会を提供するため、毎年度開催している事業です。市民ニーズに幅広く応え得るよう内容を検討し、社会教育センターでは「前期市民講座」「夏期市民講座」「後期市民講座」を中心に取り組んでいます。

令和4年度は、今の時代に求められる知識に関わる講座として「今さら聞けないスマホの基本」や「ストレッチ YOGA」、「ハッピー！ハワイアン・フラ」、「歴史探訪」といった人気の講座に加え「夏期市民講座」ではソフトバンク主催の「スマートフォン体験講座」を開催いたしました。

また各公民分館においても、少しずつ開催する講座が増え、様々な講座が好評を博しました。

2月には、恒例の連携6大学公開講座を本市内にある4大学と近隣市にある2大学との協力のもと、「生きる力」を共通テーマに掲げ、各大学のもつ学風や特性を活かした講座を開催し、身近に大学の講座を経験していただきました。

今後も、社会教育センター及び公民分館、公民分館分室では、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館機能を最大限に発揮し、生涯学習拠点、きっかけづくりの場として魅力のある「市民講座」の開設に取り組んでいきたいと考えています。

2. 講座

(1) 社会教育センター市民講座（前期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
今さら聞けないスマホの基本[午前の部]	4	6/22・29 7/6・13 (毎週水曜日)	便利な使い方を正しく知って安全に使おう！ 「基本から応用編まで」 午前の部：iPhone	15	17	38	社会教育センター
今さら聞けないスマホの基本[午後の部]	4		便利な使い方を正しく知って安全に使おう！ 「基本から応用編まで」 午後の部：Android	15	30	59	
語りの体験教室	4	6/25 7/2・9・16 (毎週土曜日)	朗読や読み聞かせとは違う「語る」感動を体験してみませんか。	15	13	33	
社交ダンス教室 (初級コース)	5	6/23・30 7/7・14・21 (毎週木曜日)	社交ダンスを始めようと考えている方、ダンスの基礎を学びませんか？	20	8	26	
社交ダンス教室 (中級コース)	5	6/23・30 7/7・14・21 (毎週木曜日)		20	14	56	
椅子ヨガ教室	4	6/22・29 7/6・13 (毎週水曜日)	椅子を最大限に利用して体をほぐしていきます。椅子を使うことによって体への負担を少なくし、無理なく快適に筋肉の伸びを感じていただけます。ヨガというのは心を整えるものです。椅子ヨガを通じて心も体も気持ちよく整えていきましょう。	12	31	42	
ハッピー！ハワイアン・フラ (フラダンス)	4	6/23・30 7/7・14 (毎週木曜日)	フラダンスは、全身の筋肉を使って、体幹を鍛える踊りです。基本のステップから始めて、ゆったり癒しの音楽にのって踊ってみましょう。朝のひとときをリフレッシュしませんか？	20	24	52	

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
人生でやりたい100のこと	4	6/25 7/2・9・16 (毎週土曜日)	まずは今年に実現させたい30のことを書いていただきます。夢は書き出し、共有することで叶いやすくなります。この方法を実践して、人生を楽しく、豊かにしましょう！	20	11	33	社会教育センター
手相を見ましょう	4	6/24 7/1・8・15 (毎週金曜日)	あなたの未来はここにあり！手は触れて感じて記憶するもの！運気を感じあなたの未来をあなたの手で掴み手相として刻んだ運命をのぞいて見ましょう！	20	33	70	
知られざる東大阪市の歴史～郷土史と人々～	4	6/21・28 7/5・12 (毎週火曜日)	東大阪には古代より多くの遺跡・史跡があります。郷土の史実とそこに登場する人と対話しながら明日への生きる知恵を学びましょう。	30	38	90	
計				187	219	499	

(2) 社会教育センター市民講座（夏期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
親子アイデア工作教室	1	7/31（日曜日）	夏休みの宿題にもオススメ！回すとアッと驚く美しさ、デザインを楽しむ「サブローごま」昔懐かしい回すと鳴く不思議な「鳴きセミ」を作ってみませんか。	10組 30人	中止	/	社会教育センター
スマートフォン体験講座	1	8/24（水曜日）	スマートフォンを触ったことがない初めての方を対象とした講座です。貸出機を使ってスマートフォンの楽しさ、簡単さを実感してください！	20	5	3	
計				50	5	3	

(3) 社会教育センター市民講座（後期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
今さら聞けないスマホの基本[午前の部]	4	11/2・9・16・30 (毎回水曜日)	便利な使い方を正しく知って安全にしよう！ 「基本から応用編まで」 午前の部：iPhone	15	中止		社会教育センター
今さら聞けないスマホの基本[午後の部]	4		便利な使い方を正しく知って安全にしよう！ 「基本から応用編まで」 午後の部：Android	15	17	49	
吟詠歌謡教室	4	11/1・8・15・22 (毎週火曜日)	カラオケ伴奏に合わせて歌謡曲や童謡に詩吟や和歌を挿入し、唄います。腹式呼吸で、若さと健康を維持します。	20	中止		
ストレッチYOGA	4	11/10・24 12/1・8 (毎回木曜日)	はじめての方や身体が硬いけど…と思っている方でも、安心してご参加いただけます。骨盤のゆがみの改善や腰痛予防ストレッチ、更はその周辺の筋肉を鍛えることで、正しい姿勢を保ちます。	20	37	61	
アロマテラピーを用いたストレスケア	4	11/2・9・16・30 (毎回水曜日)	一体ストレスって何？とストレスそのものの理解を深め、アロマがストレスケアにお勧めの理由と、アロマを使って日常が豊かになる時間のご提案をします。	25	12	48	

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
パステルアート講座	4	11/8・15・22 ・29 (毎週火曜日)	削って粉にした発色のいいパステルを使い、指でクルクル描く誰でも楽しみながら短時間で簡単にできるアートです。季節に合う絵を描いていくので、描いたその日からお部屋に飾っていただけます。	25	12	45	社会教育センター
歴史探訪12～古の人々との出会いを求めて～	5	10/29・11/5・12 11/19・26 (毎回土曜日)	1回目：東大阪の歴史遺産再発見～水の回廊と人々の祈り 2回目：若江から久宝寺寺内町を訪ねる 3回目：ちん（阪堺）電車に乗ってみよう～住吉・堺をめぐる 4回目：奈良県 寺内町・今井町を歩く 5回目：京都府 嵐電に乗ってみよう～〈奏氏の里〉を逍遥する	40	35	152	現地
計				160	113	355	

(4) 社会教育センター ロビーコンサート

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
感染予防のため中止							

(5) 東大阪市連携6大学公開講座

講座名	回数	開催時期	講師	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
A:「生きる理由」と「生きる原動力」	1	2/2 (木)	大阪商業大学 公共学部 公共学科 共同参画研究所所長 的場 啓一 教授	240	65	59	男女共同参画センター イコラーム
B:くすりとフレイル	1	2/2 (木)	近畿大学 薬学部 医療薬学科 和田 哲幸 准教授	240	72	62	
C:食育再考:食育はだれのもの?	1	2/3 (金)	大阪樟蔭女子大学 学芸学部ライフプランニング学科 野間 万里子 准教授	240	37	35	
D:健康は【足指から】!?	1	2/3 (金)	大阪産業大学 スポーツ健康学部 スポーツ健康学科 露口亮太 准教授	240	69	61	
E:表情から感情を読む ～適応と障害の心理学～	1	2/5 (日)	東大阪大学 短期大学部実践保育学科 西木 貴美子 准教授	240	64	55	
F:国際情勢の変化と世界経済の動向 ～日本経済への影響とその行方～	1	2/5 (日)	大阪経済法科大学 経済学部 畑佐 伸英 教授	240	59	39	
			計	1,440	366	311	

(6) 公民分館市民講座

No.	公民分館名	講座名	回数	募集 人数	受講者 延数
1	豊浦公民分館	歴史講座	4	30	126
2	縄手南公民分館	太極拳	10	20	213
3	池島公民分館	絵本読み聞かせ	2	30	46
4	盾津鴻池公民分館	手話体験	5	30	86
5	岩田公民分館	囲碁教室	1	40	35
6	荒川公民分館	いきいき歌体操	10	40	273
7	高井田東公民分館	健康講座	10	15	166
8	楠根公民分館	書道教室	10	80	519
9	長瀬東公民分館	ちぎり絵教室	5	15	56
10	上小阪公民分館	カラオケ教室	5	20	47
11	柏田公民分館	フラワーアレンジメント	2	15	33
12	弥刀公民分館	健康ツボ講座	3	30	181
13	長瀬北公民分館	いきいき健康体操	2	20	25
14	大蓮公民分館	ちりめん手芸教室	4	30	111
計			73	415	1,917

3. まとめ

情報化社会と言われる今日、誰もが「いつでも、どこでも」学べる機会を得られるような取り組みが必要であり、講座開催の中でも参加者同士が交流を深めることが大切です。

市民講座の概要

() 内は前年度数

担当館	講座数	受講者延数
社会教育センター	22 (21)	1,168 (1,070)
ロビーコンサート	0 (0)	0 (0)
公民分館・分室	14 (7)	1,917 (599)
合計	36 (28)	3,085 (1,669)

2. ふれあい勉強会

1. 概要

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭や学校及び地域社会でたくましく生きることは、全ての保護者の願いでもあります。しかし、近年子どもたちを取り巻く社会環境の変化は著しく、日常生活の中での子育てについても、新たな課題が生じてきています。

昭和62年度より、市民講座の一環として「家庭教育学級」を実施してきましたが、地域社会の住人がより多くふれあうことを大切にしたいと考え、また、地域の生涯学習のニーズに応えるため、平成2年度より「ふれあい勉強会」と名付け、今日に至っています。

2. 実施の状況

本年度は、孔舎衛公民分館で開催いたしました。企画計画案をもとに講師を依頼し、テーマ・日時等を決めています。地域への周知の方法としては、講座ごとのチラシを各自治会に回覧しています。

また、講座については講師との連絡を密にし、内容の確認や必要に応じて資料等を準備しています。

3. 令和4年度講座内容

実施場所	講座名	日	回数	受講者 延数
孔舎衛公民分館	東大阪市の地形的特徴と災害発生危険性について	12月7日	1回	13人
孔舎衛公民分館	コロナ終結後の住民サロンの課題を考える	1月18日	1回	16人
孔舎衛公民分館	三好長慶の城郭	2月15日	1回	18人

4. 開催分館

平成2年度	・長堂	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成3年度	・長堂	・小阪	・盾津鴻池	・孔舎衛
平成4年度	・柏田	・小阪	・英田	・孔舎衛
平成5年度	・柏田	・小阪	・玉串	・孔舎衛
平成6年度	・柏田	・小阪	・孔舎衛	
平成7年度	・柏田	・小阪	・岩田	・孔舎衛
平成8年度	・楠根	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成9年度	・楠根	・菱屋西	・孔舎衛	
平成10年度	・楠根	・孔舎衛		
平成11年度	・長堂	・柏田	・孔舎衛	
平成12年度	・長堂	・盾津東	・孔舎衛	
平成13年度	・菱屋西	・孔舎衛		
平成14年度	・孔舎衛			
平成15年度	・長堂	・楠根	・荒川	・孔舎衛
平成16年度	・長堂	・孔舎衛		
平成17年度 ～ 令和2年度	・孔舎衛			
令和3年度	-			
令和4年度	・孔舎衛			

5. 今後の課題

少子高齢化社会の中で、地域でのふれあいを大切に、世代間の連携、交流を深める場にしていき、地域の活性化や街づくりにつながるような講座にしていきたいと思っています。

3. 人権市民講座

1. 概要

本講座は、本市総合計画基本構想の理念である「人権尊重に根差した市民都市の創造」の実現を図るため、“平和と人権”を柱に、基本的人権の大切さを浸透させ、あわせて、家庭・学校・地域の一体性の確保を目的としています。

経過として、昭和 60 年度（1985）から長瀬北公民分館で実施し、10 月の“公民館まつり”を主軸にプログラム化し、人権市民講座、人権教育講座、郷土史講座等を開催しています。人権啓発事業の一環として、関係行政部局、学校関係者等により、「人権啓発金岡中学校区運営委員会」を構成して運営に当たっています。事務局は社会教育センターが担当しています。

2. 今年度の取り組み

人権啓発金岡中学校区運営委員会と長瀬北公民分館運営委員会が連携を取りながら、講演会等、次のような事業を実施しました。

(1) 人権市民講座及び人権教育講座

回	日 時	テ ー マ	内 容	会 場	参加 人数
1	中止	金中フェスティバル	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		
2	中止	公民館まつり	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		
3	中止	さくらまつり	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		

4. 識 字 学 級

1. 概要

わが国では、学校教育の普及により識字率が大幅に引き上げられました。しかし一方、貧困や差別・戦争などのために文字を学ぶ機会を奪われた人々がおられます。

文字を取り戻し、文字を通じて社会を知り、人生を考え、自分を活かして生きる力を養うため、識字活動が展開されています。

本市では、2つの地域でそれぞれ毎週火曜日及び水曜日に午後7時から、識字学級を開催しています。

2. 開催状況

(1) 講師数

	令和3年度	令和4年度
荒 本 識 字 学 級	15人	11人
蛇 草 識 字 学 級	8人	7人

(2) 学級生数

	令和3年度	令和4年度
荒 本 識 字 学 級	14人	9人
蛇 草 識 字 学 級	7人	7人

(3) 延べ出席人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
荒本	26	26	39	15	0	25	34	36	19	19	24	7	270
蛇草	21	24	21	12	0	23	17	30	14	26	25	14	227

毎週の学習のほかに、年に1回の研修会・東大阪識字連絡会交流会・識字展・識字デー市民の集い等の行事に参加しています。

5. 社会教育関係団体に関する事業

1. 概要

東大阪市文化連盟をはじめ、社会教育関係団体の助成を行っています。

2. 東大阪市文化連盟

文化連盟は、市内の文化活動の中心となり、加盟 25 団体がそれぞれの文化活動を通じて、市民文化の発展と振興に寄与し、積極的に文化事業を推進しています。

[1] 第 56 回東大阪市民文化祭の開催

文化連盟加盟団体の主催による第 55 回東大阪市民文化祭は、7 月の「東大阪市民文化祭粋扇流発表大会」から始まり、12 月の「東大阪三曲協会演奏会」まで市内各所で繰り広げられました。（開催日程は次頁のとおり）

[2] 第 56 回東大阪市文化連盟功労者表彰式典

と き 令和 4 年 11 月 3 日(木) 午前 10 時～
ところ 東大阪市立社会教育センター
式 典 東大阪市文化連盟功労者 18 名

[3] 第 40 回東大阪市文化のつどい

と き 令和 4 年 6 月 4 日(土)～5 日(日)
ところ 東大阪市文化創造館
来館者数 2,381 人

[4] 研修

新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止

[5] 各種委員会・審議会への参加

社会教育委員の会議	公民館運営審議会
図書館協議会	体育館運営審議会
青少年問題協議会	社会福祉協議会
東大阪市文化芸術審議会	美術センター運営懇談会

令和4年度 第56回東大阪市民文化祭等 開催日程表

種 目	開催期間	開催時間	開催場所
東大阪市民文化祭粹扇流発表大会	7/3(日)	10:00～16:30	東大阪市多目的センター 4階 大会議室
東大阪市合唱連盟「第56回 合唱祭」	9/10(土)	12:30～16:00	東大阪市文化創造館 小ホール
東大阪市詩吟連盟結成55周年記念 吟詠大会	9/24(土)	10:30～16:30	東大阪市文化創造館 小ホール
第48回 東大阪市民川柳大会	9/25(日)	—	通信制による開催
第56回東大阪市民文化祭茶花道大会	10/1(土)～ 2(日)	10:00～17:00	東大阪市民美術センター
第56回東大阪市民文化祭参加書道展	10/14(金)～ 16(日)	10:00～17:00 最終日は15:00まで	東大阪市民美術センター
自然の美 第63回 水石展	10/15(土)～ 16(日)	12:00～17:00	東大阪市立市民多目的センター 大会議室1
第56回 日本民謡東大阪連合会文化祭	10/22(土)	11:00～17:00	男女共同参画センター イコラーム
大正琴演奏会	10/29(土)	12:00～15:00	東大阪市文化創造館 小ホール
「彩」絵手紙展	10/29(土)～ 30(日)	11:00～16:00 30日は 10:00～16:00	東大阪市文化創造館 2F エレベーター前ホール
東大阪市民俳句大会	10/30(日)	9:00～17:00	東大阪市立社会教育センター
第56回 東大阪市民文化祭参加参加民 踊・新舞踊大会	10/30(日)	12:00～17:00	東大阪市文化創造館 小ホール
第55回 秋季公募美術展	11/9(水)～ 13(日)	10:00～17:00 最終日は16:00まで	東大阪市民美術センター
第56回 東大阪市民文化祭工芸展	11/18(金)～ 19(土)	9:00～17:00	東大阪市立社会教育センター
第20回 吟詠歌謡を楽しむ 大会	11/12(土)	12:30～16:00	東大阪市文化創造館 多目的室
東大阪三曲協会演奏会	12/4(日)	12:00～16:00	東大阪市文化創造館 小ホール

東大阪市文化連盟(25 団体)

団 体 名	活 動 種 目
東 大 阪 市 素 義 幼 声 会	浄 瑠 璃
東 大 阪 三 曲 協 会	三 曲
東 大 阪 工 芸 協 会	美 術 工 芸
東 大 阪 市 美 術 協 会	美 術
東 大 阪 市 書 道 協 会	書 道
東 大 阪 市 民 俳 句 会	俳 句
東 大 阪 市 詩 吟 連 盟	詩 吟
東 大 阪 市 民 舞 協 会	民 踊
東 大 阪 市 合 唱 連 盟	合 唱
日 本 民 謡 東 大 阪 連 合 会	民 謡
石 燕 同 好 会	愛 石
東 大 阪 社 交 舞 踏 連 盟	社 交 ダ ン ス
川 柳 東 大 阪	川 柳
東 大 阪 市 茶 花 道 協 会	茶 花 道
東 大 阪 市 大 正 琴 協 会	大 正 琴
東 大 阪 市 詩 舞 連 合 会	詩 舞
も ん じ 文 化 愛 好 会	も ん じ
東 大 阪 市 吟 詠 歌 謡 連 盟	吟 詠 歌 謡
東 大 阪 市 フ ラ 協 会	フ ラ ダ ン ス
東 大 阪 市 吹 奏 楽 連 盟	吹 奏 楽
東 大 阪 市 折 り 鶴 の 会	折 り 紙
東 大 阪 市 絵 手 紙 彩	絵 手 紙
東 大 阪 日 本 舞 踊 を 楽 し む 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 日 本 舞 踊 協 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 ク ラ シ ッ ク バ レ エ 協 会	ク ラ シ ッ ク バ レ エ

3. 東大阪市地域婦人団体協議会

「東大阪市地域婦人団体協議会」は、「地域婦人会」の連絡調整並びに自主活動を促すと共に、婦人の地位向上を図り、地域社会の建設に資する目的で発足され、その活動を支援するため、東大阪市が活動補助金を支出している社会教育団体です。

昭和42年2月1日、布施、河内、枚岡の3市が合併して東大阪市が誕生した後、それぞれ三市で活動していた「地域婦人会」が集まり、「東大阪市地域婦人団体協議会」を発足させたものです。

「地域婦人会」は、年齢、職業、思想、政治的信条等を異にしながらも、「同一の地域の主婦である」ということを唯一の共通項として結ばれていた婦人団体で、住民と行政をつなぐ存在として、地域コミュニティの役割を担う社会教育団体の一つです。

「東大阪市地域婦人団体協議会」の発足当初は、市内の全地域で加入していたものの、脱会する「地域婦人会」が続出し、現在は、長堂、足代、小阪、大蓮、花園の5地区が加入しています。

また、令和2年12月に「会員調査」を実施したところ、1,000人を超えていた会員数が4分の1にまで会員数が減少し、高齢化が進むという課題を抱えています。

令和4年度の主な活動

開催日	研修名	講師
令和4年 6月16日(木)	市政研究会 東大阪市議会傍聴	—
7月14日(木)	「人生の生き方～死をむかえる準備～」	生と死を考える会はすの会東大阪代表 山下 文夫 氏 (まちのすぐれもの登録講師)
9月27日(火)	消費者研修会 藤野興業(株)リサイクルセンター 「東大阪市から排出されるガラスのリサイクル工場を見学！」	—
10月25日(火)	健康教室「書籍館めぐり～司馬遼太郎記念館～」	司馬遼太郎記念館職員
11月29日(火)	令和5年度の干支(卯)の押絵づくり	文化教養部会員
12月3日(土)	指導者研修会 「物価高騰と金利の関係 他」	復興大臣政務官・内閣府大臣政務官 宗清 皇一 氏
令和5年 2月14日(火)	防災研修会 「防災の基本は自助・共助～始めよう身近なことから～」	大阪国際大学 人間科学部 准教授 西岡 ゆかり 氏
3月17日(金)	合同反省会(視察研修会) 「城南宮、二条城」	—

6. 第33回東大阪市民文化芸術祭

市民を対象に、公募により第33回東大阪市民文化芸術祭を令和5年3月3日(金)～5日(日)の3日間、東大阪市文化創造館で実施しました。

子どもからお年寄りまでの文化交流の場として、市民参加による実行委員会を構成し、市の委託事業として実施しました。

- 主 催 第33回東大阪市民文化芸術祭実行委員会
東大阪市・東大阪市教育委員会
- 共 催 PFI東大阪文化創造館(株)
- 開催場所 東大阪市文化創造館
- 開催日時 令和5年3月3日(金) 午前10時～午後5時
4日(土) 午前10時～午後5時
5日(日) 午前10時～午後5時

○ 開催概要

(1) 展示出品者数等

	団体数 (個人含む)	出品者数 (人)
絵 画 等	8	17
書 道・拓 本 等	7	77
文 芸 (俳句・川柳・短歌等)	3	37
手 芸	3	36
工 芸	6	52
写 真 等	5	38
陶 芸	9	76
その他	23	145
合 計	64	478

(2) 舞台出演者数等

月 日	団体数 (個人含む)	出演者数 (人)
3月3日	28	252
3月4日	28	422
3月5日	24	312
合 計	80	986

(3) 鑑賞者数

月 日	鑑賞者数 (人)
3月3日	2,715
3月4日	4,577
3月5日	4,521
合 計	11,813

7. 野外活動センター事業(愛称「自由の森なるかわ」)

1. 概要

平成9年5月、生駒山系東大阪市六万寺町一丁目の府民の森なるかわ園南端(敷地約4ヘクタール)に、市民の自然保護意識の醸成と充実した余暇を過ごすために開設されました。

野外活動センターは、社会教育施設として、虫取りトラップ作り、木エストラップ作り、焚火体験等の季節に応じたプログラムも実施しています。

2. 施設について

(1) 宿泊施設

施設名	タイプ	数	仕様・設備等
コテージ	12人用：和洋室 6人用：洋室 6人用：和室	1 2 1	4棟共通 ログハウス・野外デッキ付 トイレ・シャワー・キッチン・空調設備 寝具・冷蔵庫・一部BBQ設備付
デッキサイト	4人用	10	木造・一部電源付
デッキサイト	6人用	2	木造
テントキャビン	5人用	4	電源・一部BBQ設備付

(2) 管理施設

施設名	主な構成	仕様・設備等
管理棟Ⅰ	研修室(大) 研修室(小) ロビー・事務室	各種研修会・講演会等に使用、椅子使用で約60人収容可能 木工等の工作、少人数の研修会に使用
管理棟Ⅱ	シャワー室 トイレ 倉庫 職員用仮眠室	宿泊利用者用男女別シャワーブース(各5ブース) 炊さん用具等キャンプ用具収納 職員仮眠室(5人×3室)・食事兼ミーティング室

(3) その他施設・工作物

施設名	数	仕様・設備等
炊事棟	2	かまど・流し台・調理用テーブル
トイレ棟	2	ウォームレット・男女別・障がい者対応
野外炉	10	自然石作りのバーベキューロストル 広場に接して設置
木製遊具	3	アリジゴク・谷川渡りの2種類

3. 利用状況について

野外活動センター利用者数(日帰り利用者含む)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H9	0	910	691	1,312	1,747	717	939	811	230	57	165	436	8,015
H10	584	1,363	706	1,518	2,048	752	645	1,206	330	152	222	316	9,842
H11	713	1,627	1,103	1,251	1,374	588	891	792	237	177	146	517	9,416
H12	554	1,161	529	1,188	1,638	714	596	652	352	136	170	331	8,021
H13	799	1,173	899	1,367	1,654	667	647	686	365	149	182	306	8,894
H14	482	1,318	638	1,030	1,786	672	790	900	331	159	87	237	8,430
H15	305	1,300	442	1,140	1,485	585	508	1,218	228	150	296	276	7,933
H16	416	1,353	370	1,921	1,542	684	591	691	325	273	172	256	8,594
H17	310	1,820	809	929	1,319	526	727	764	160	157	122	265	7,908
H18	201	1,396	793	881	1,935	595	537	615	308	211	166	330	7,968
H19	366	1,036	678	1,038	2,405	805	593	798	234	371	201	532	9,057
H20	305	1,351	404	1,143	2,203	638	691	661	313	375	190	1,264	9,538
H21	314	969	830	847	2,474	860	712	778	327	542	231	572	9,456
H22	361	1,469	523	917	1,904	658	943	626	382	300	437	764	9,284
H23	508	1,788	830	1,837	2,282	782	482	777	258	260	893	367	11,064
H24	503	1,220	599	963	2,547	701	723	727	324	333	524	854	10,018
H25	573	1,355	891	1,359	3,329	612	537	856	226	203	643	474	11,058
H26	426	1,493	644	1,309	2,623	858	766	766	202	220	912	732	10,951
H27	723	1,656	842	1,290	2,886	958	730	385	261	244	990	587	11,552
H28	347	1,416	510	1,384	2,366	594	1,256	1,073	206	188	792	563	10,695
H29	523	1,444	387	1,024	1,906	466	688	477	161	153	683	312	8,224
H30	138	995	365	412	1,423	515	1,282	452	206	422	772	460	7,442
R1	616	1,617	608	1,373	1,789	605	653	1,159	193	797	226	0	9,636
R2	0	65	384	696	1,185	809	603	286	305	181	304	574	5,392
R3	296	0	96	1,288	1,324	590	1,003	311	272	508	184	475	6,347
R4	332	692	251	460	666	357	0	0	0	0	0	0	2,758

8. 花園地域生涯学習ルーム

1. 概要

花園地域生涯学習ルームは、地域の方々が健康で心豊かに過ごすための生涯学習の場として利用されています。誰もが気軽に利用できるよう、小学校の余裕教室を使い、「開かれた学校」として、地域の生涯学習の振興をめざしています。

2. 運営について

- ・名称 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム
- ・所在地 東大阪市花園本町二丁目7番41号(市立花園小学校内)
- ・施設 3室 ①交流室…地域のみなさんの交流の場
②和室…24畳の広々とした部屋
③洋室…多目的に利用できる部屋
- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 月・木曜日及び年末年始
- ・申込受付 1月単位で、月末日曜日に翌月の申込を受付
- ・管理運営 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会
- ・供用開始 平成9年9月23日

3. 事業効果と課題

地域に開かれた学校をめざして、自治会・学校・PTA・社会教育団体等の参加のもとに、平成9年9月より、自主的な「地域生涯学習ルーム管理運営委員会」が組織されました。供用開始以来、自主講座及び市民講座等も、管理運営委員会・自治会、そして女性部等の協力で運営され、学校の学習やPTA活動にも利用されています。

今後も学習ルームのPRや、講座の充実をめざし、利用の促進を図っていかねければなりません。

4. 利用状況

(1) 月別利用件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
地域	15	13	13	12	9	11	14	11	9	12	10	10	139
学校	0	0	0	0	1	9	0	1	0	2	0	0	13
合計	15	13	13	12	10	20	14	12	9	14	10	10	152

(2) 月別利用人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
地域	137	107	107	109	91	110	119	101	69	95	85	95	1,225
学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	50
合計	137	107	107	109	91	110	119	101	69	145	85	95	1,275

(3) 市民講座

① 「歴史講座（各駅停車のまち歩き）」

講師：佐藤 啓二 氏

回	月 日	テ ー マ	参加人数
1	3月19日	各駅停車のまち歩き2023	19人

② 「健美操（体験講座）」

講師：清水 広絵 氏

回	月 日	テ ー マ	参加人数
4	7月20日・27日 8月24日・31日	健美操しませんか	20人

9. 生涯学習の場の提供事業

1. 概要

市民に生涯学習の場を提供するため、中央館としての社会教育センターと、東・中・西の各地区に6・6・18公民分館および中・西の各地区に3・2公民分館分室を設けています。

なお令和4年度における社会教育センター及び公民分館（分室含む）の利用状況は次表のとおりです。

(1) 東地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔舎衙	83	2,818	841	8,489	0	0	23	181	5	76	259	1,604	1,211	13,168
豊浦	4	126	849	7,345	5	67	0	0	34	451	0	0	892	7,989
縄手	0	0	207	1,654	1	8	22	386	3	51	82	989	315	3,088
石切	78	808	879	5,627	0	0	84	735	186	979	0	0	1,227	8,149
縄手南	7	688	811	8,957	23	296	13	260	9	5,748	122	2,715	985	18,664
池島	37	257	389	2,405	5	43	1	9	0	0	5	94	437	2,808
東地区合計	209	4,697	3,976	34,477	34	414	143	1,571	237	7,305	468	5,402	5,067	53,866

(2) 中地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英田	0	0	536	6,979	0	0	11	243	5	56	22	256	574	7,534
(南分室)	25	179	291	1,898	0	0	0	0	2	8	1	25	319	2,110
(北分室)	0	0	310	2,280	14	401	30	475	13	235	140	1,581	507	4,972
盾津鴻池	6	157	817	7,733	3	52	147	2,504	5	2,940	180	1,927	1,158	15,313
(分室)	0	0	0	0	1	15	186	2,420	0	0	37	456	224	2,891
岩田	5	155	993	11,824	9	187	30	896	5	132	17	391	1,059	13,585
若江	0	0	574	5,079	1	20	31	686	31	398	11	247	648	6,430
玉串	0	0	731	6,506	0	0	64	1,414	2	55	7	132	804	8,107
盾津東	77	746	783	7,443	0	0	10	129	0	0	6	100	876	8,418
中地区合計	113	1,237	5,035	49,742	28	675	509	8,767	63	3,824	421	5,115	6,169	69,360

(3) 西地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	7	42	475	3,189	23	188	15	260	8	1,853	93	1,098	621	6,630
長堂	15	200	194	2,029	77	1,274	92	1,417	51	1,175	57	909	486	7,004
三ノ瀬	0	0	933	7,120	0	0	42	361	1	11	25	216	1,001	7,708
高井田東	61	2,876	320	3,304	13	110	38	839	4	57	27	501	463	7,687
森河内	17	181	514	4,265	75	839	92	1,673	25	216	68	694	791	7,868
菱屋西	26	482	714	4,544	20	187	60	785	0	0	44	696	864	6,694
(永和分室)	0	0	1,367	13,990	0	0	4	86	45	849	86	1,348	1,502	16,273
太平寺	0	0	269	2,784	2	59	16	372	58	821	48	538	393	4,574
高井田西	0	0	262	1,706	17	235	99	1,157	0	0	17	257	395	3,355
楠根	88	2,838	320	3,255	0	0	46	741	6	48	15	275	475	7,157
長瀬西	11	657	297	1,824	21	277	19	276	9	103	24	783	381	3,920
長瀬東	10	597	220	1,322	0	0	83	1,186	12	95	22	341	347	3,541
小阪	16	348	577	3,947	0	0	92	1,257	6	112	52	753	743	6,417
上小阪	22	163	253	2,031	6	42	10	175	2	8	49	603	342	3,022
意岐部	78	462	104	784	2	78	12	309	11	209	2	20	209	1,862
柏田	27	271	59	457	12	147	2	18	0	0	0	0	100	893
(分室)	64	1,631	127	960	4	218	40	536	5	97	28	371	268	3,813
弥刀	15	410	108	1,404	0	0	56	1,142	4	79	29	380	212	3,415
長瀬北	4	49	645	4,561	7	63	23	396	8	140	0	0	687	5,209
大蓮	6	185	1,755	17,578	0	0	24	930	4	77	1	28	1,790	18,798
西地区合計	467	11,392	9,513	81,054	279	3,717	865	13,916	259	5,950	687	9,811	12,070	125,840

(4) 社会教育センター月別利用状況

月	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	4	44	55	503	6	75	2	23	1	5	8	192	76	842
5	2	16	52	467	3	25	3	60	0	0	2	26	62	594
6	14	165	63	636	0	0	4	65	1	14	1	20	83	900
7	23	220	45	445	2	27	0	0	0	0	3	138	73	830
8	0	0	41	408	5	22	0	0	2	17	2	43	50	490
9	13	101	67	874	1	10	0	0	0	0	2	16	83	1,001
10	0	0	63	798	0	0	0	0	1	19	4	92	68	909
11	8	105	54	795	0	0	0	0	0	0	5	141	67	1,041
12	0	0	58	863	3	60	1	12	0	0	4	130	66	1,065
1	0	0	57	691	5	100	0	0	0	0	2	120	64	911
2	3	15	69	1,065	4	80	0	0	0	0	0	0	76	1,160
3	4	43	61	900	6	120	3	126	0	0	4	54	78	1,243
計	71	709	685	8,445	35	519	13	286	5	55	37	972	846	10,986

(5) 公民館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会	71	709	685	8,445	35	519	13	286	5	55	37	972	846	10,986
分	789	17,326	18,524	165,273	341	4,806	1,517	24,254	559	17,079	1,576	20,328	23,306	249,066
総計	860	18,035	19,209	173,718	376	5,325	1,530	24,540	564	17,134	1,613	21,300	24,152	260,052

(6) 年度別公民館・公民分館利用状況

(東地区分館)

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
孔 舎 衙	957	9,660	891	9,077	1,211	13,168	320	4,091
豊 浦	592	5,654	561	4,972	892	7,989	331	3,017
縄 手	213	1,870	252	2,202	315	3,088	63	886
石 切	607	4,463	898	6,378	1,227	8,149	329	1,771
縄 手 南	779	9,401	773	14,068	985	18,664	212	4,596
池 島	271	1,860	279	1,811	437	2,808	158	997
合 計	3,419	32,908	3,654	38,508	5,067	53,866	1,413	15,358

(中地区分館)

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
英 田	474	9,274	496	8,796	574	7,534	78	-1,262
(南分室)	271	2,289	236	2,837	319	2,110	83	-727
(北分室)	377	3,662	391	3,798	507	4,972	116	1,174
盾 津 鴻 池	1,022	9,652	890	10,648	1,158	15,313	268	4,665
(分室)	117	1,738	181	2,257	224	2,891	43	634
岩 田	754	10,214	827	10,776	1,059	13,585	232	2,809
若 江	545	4,381	468	4,663	648	6,430	180	1,767
玉 串	416	4,389	473	4,766	804	8,107	331	3,341
盾 津 東	936	7,730	770	7,801	876	8,418	106	617
合 計	4,912	53,329	4,732	56,342	6,169	69,360	1,437	13,018

(西地区分館)

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
荒 川	504	3,535	449	5,121	621	6,630	172	1,509
長 堂	323	4,017	289	3,408	486	7,004	197	3,596
三 ノ 瀬	803	5,772	868	6,330	1,001	7,708	133	1,378
高 井 田 東	387	3,999	371	4,058	463	7,687	92	3,629
森 河 内	705	7,722	641	7,299	791	7,868	150	569
菱 屋 西	620	4,786	624	4,933	864	6,694	240	1,761
(永和分室)	1,243	13,464	1,156	12,250	1,502	16,273	346	4,023
太 平 寺	319	3,199	275	2,989	393	4,574	118	1,585
高 井 田 西	317	2,642	314	2,465	395	3,355	81	890
楠 根	326	3,534	357	3,720	475	7,157	118	3,437
長 瀬 西	197	1,187	259	2,100	381	3,920	122	1,820
長 瀬 東	290	2,443	261	2,543	347	3,541	86	998
小 阪	697	4,512	603	3,990	743	6,417	140	2,427
上 小 阪	311	2,560	304	3,655	342	3,022	38	-633
意 岐 部	171	1,453	173	1,423	209	1,862	36	439
柏 田	13	79	52	342	100	893	48	551
(分室)	133	1,369	162	1,774	268	3,813	106	2,039
弥 刀	111	1,479	112	1,648	212	3,415	100	1,767
長 瀬 北	447	3,974	501	3,588	687	5,209	186	1,621
大 蓮	1,365	15,298	1,390	14,970	1,790	18,798	400	3,828
合 計	9,282	87,024	9,161	88,606	12,070	125,840	2,909	37,234

(社会教育センター・公民分館)

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		前 年 比	
	件	人 数	件	人 数	件	人 数	件	人 数
社会教育センター	1,047	8,461	995	8,231	846	10,986	-149	2,755
公 民 分 館 計	17,613	173,261	17,547	183,456	23,306	249,066	5,759	65,610
総 合 計	18,660	181,722	18,542	191,687	24,152	260,052	5,610	68,365

10. 公民館関係事業

1. 東大阪市立公民館運営審議会

当審議会は、社会教育センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとして設置されています。

(1) 審議会委員(令和4年度)

(敬称略)

氏名	所属等	備考
原口 武志	東大阪市立小学校長会	
北村 和久	東大阪市立中学校長会	
山内 由美子	東大阪市立幼稚園・こども園長会	
山下 文夫	東大阪市体育連盟	
山田 朱美	東大阪市文化連盟	
清水 馨	東大阪市青少年指導員協議会	
大槻 勇輔	東大阪市PTA協議会	
喜多 文夫	東大阪少年補導協会	
北木 忠嗣	東大阪市立公民分館運営委員長協議会	
栗本 洋子	東大阪市地域婦人団体協議会	
住山 仁美	(社)東大阪市社会福祉協議会	
大江 米次郎	大阪樟蔭女子大学名誉教授	
佐野 茂	大阪商業大学教授	

(2) 審議会開催状況

回	日時	場所	審議事項等
1	実施せず	-	-

2. 東大阪市立公民分館運営委員長協議会

当協議会は、東大阪市に設置された各公民分館の運営管理を円滑適正に推進するため、また、相互の連携を深め、もって東大阪市における公民分館活動の向上とその発展を期するために設置されています。

(1) 運営委員長名（令和4年度）

（敬称略）

分館名	委員長名	分館名	委員長名
孔舎衛	安田輝雄	高井田東	井貝直喜
豊浦	菅原章太	森河内	大森清
縄手	裕誠則	菱屋西	竹田宗彦
石切	木積一元	太平寺	山田稔
縄手南	大東文男	高井田西	塩川芳英
池島	大西喬	楠根	永井一之
英田	寺尾健一	長瀬西	義之利行
盾津鴻池	西田繁一	長瀬東	松浦隆
岩田	田中勝治	小阪	倉橋一平
若江	畑中檜雄	上小阪	北木忠嗣
玉串	西岡正規	意岐部	佐々木勲
盾津東	中谷孝	柏田	山内貞義
荒川	濱浩	弥刀	原田一平
長堂	茨木良和	長瀬北	野村哲男
三ノ瀬	曾和勝次	大蓮	沖村宏八郎

(2) 協議会開催状況

回	日時	場所	審議事項等
1	令和5年3月29日(水)	社会教育センター	① 令和4・5年度 役員の選任について ② 令和4年度 公民分館管理人永年功労者感謝状贈呈について ③ 令和4年度 事業報告及び会計報告について ④ 令和5年度 業務委託契約事務について ⑤ 令和5年度 公民分館管理人永年功労者の推薦について ⑥ 各公民分館における消防用設備保守点検委託について ⑦ 連絡便通送業務について

3. 公民分館文化祭・体育祭実施状況

(共催・協力等の事業を含む)

分館名	文化祭実施日	文化祭内容	体育祭実施日	体育祭内容
孔舎衛 豊浦	11月6日(日)	作品展示・演技等		
	11月12日(土) ～13日(日)	作品展示		
縄手 石切	11月2日(水)～ 3日(木祝)	作品展示・お茶席	10月9日 (日)	パズルハイキング
	11月2日(水)～ 3日(木祝)	作品展示		
縄手南 池島	11月5日(土)	音楽祭		
英田				
盾津鴻池				
岩田	11月3日(木祝)	作品展示・サークル発表		
若江				
玉串				
盾津東 荒川				
長堂				
三ノ瀬				
高井田東	11月1日(火)～ 3日(木祝)	展示・民謡大会・謡曲大会		
	11月5日(土)～ 6日(日)	展示		
森河内				
菱屋西				
菱屋西 永和分室	11月19日(土) ～20日(日)	作品展示		
太平寺				
高井田西				
楠根	11月3日(木祝) ～4日(金)	作品展示		
長瀬西	11月3日(木祝) ～4日(金)	作品展示・喫茶コーナー		
長瀬東	11月2日(水)～ 3日(木祝)	作品展示・お茶席など		
小阪	11月4日(金)～ 5日(土)	作品展示		
上小阪				
意岐部			6月19日 (日)	グランドゴルフ
柏田				
柏田分室	10月29日(土) ～10月30日(日)	作品展示・子どもゲーム・柏田中ブラ バン演奏・野菜の朝市・居合道・書道 パフォーマンス他	10月16日 (日)	グラウンドゴルフ大 会(校区各団体対抗) 柏田小学校校庭にて
	11月27日(日)	作品展示		
弥刀 長瀬北				
大蓮	11月3日(木祝) ～4日(金)	作品展示・バザー・喫茶等		

4. 公民分館案内

分館名	開設年	所在地	電話番号
孔舎衙公民分館	S61.3.31	日下町5-3-38	072-985-8791
豊浦公民分館	M10.11.11	豊浦町12-5	072-982-4371
縄手公民分館	S47.7.29	御幸町7-4	072-984-0142
石切公民分館	S59.9.23	北石切町1-7	072-984-1260
縄手南公民分館	H3.3.30	下六万寺町1-1-29	072-985-1690
池島公民分館	H18.1.5	池島町4-3-8	072-985-1123
英田公民分館	S54.3.31	吉田4-5-38	072-962-2572
(英田)北分室	H2.4.1	松原1-1-6	072-966-5731
(英田)南分室	S42.2.1	吉田1-5-27	072-961-1005
盾津鴻池公民分館	H2.7.24	鴻池町1-18-19	06-6746-0406
(盾津鴻池)分室	H2.4.1	東鴻池町5-4-1	072-966-5741
岩田公民分館	S42.7.28	岩田町5-10-13	072-962-5904
若江公民分館	S42.8.17	若江北町3-3-21	06-6722-6400
玉串公民分館	S56.3.31	玉串町西2-1-33	072-965-1927
盾津東公民分館	S57.3.31	川田2-27-28	072-965-6770
荒川公民分館	H10.10.5	荒川1-8-19	06-6721-3597
長堂公民分館	S58.3.31	長堂1-17-29	06-6781-2910
三ノ瀬公民分館	S62.1.25	三ノ瀬1-6-53	06-6721-8910
高井田東公民分館	R4.6.1	高井田中1-11-8	06-6781-4763
森河内公民分館	S62.7.23	森河内東1-38-18	06-6781-2995
菱屋西公民分館	H6.4.26	菱屋西4-10-22	06-6721-9720
(菱屋西)永和分室	H30.4.2	永和2-15-25	06-6726-6403
太平寺公民分館	H2.3.31	太平寺2-9-32	06-6721-8951
高井田西公民分館	H1.7.15	高井田本通4-7-17	06-6781-3380
楠根公民分館	S56.7.31	稲田本町2-5-12	06-6744-3320
長瀬西公民分館	S60.3.31	柏田本町12-3	06-6721-2983
長瀬東公民分館	S55.3.31	大蓮東2-10-1	06-6721-2984
小阪公民分館	S59.8.25	下小阪1-16-1	06-6721-3468
上小阪公民分館	H4.10.28	上小阪3-15-24	06-6721-9681
意岐部公民分館	S47.8.1	御厨中2-3-24	06-6781-4667
柏田公民分館	S52.3.9	柏田西3-10-44	06-6720-7189
(柏田)分室	H2.4.1	柏田西3-9-2	06-6729-2341
弥刀公民分館	S54.3.31	近江堂1-13-20	06-6721-9682
長瀬北公民分館	S61.3.31	吉松2-13-28	06-6720-7489
大蓮公民分館	H31.4.1	大蓮南2-8-32	06-6729-2306

11. 市民講座講師登録制度(「まちのすぐれもの」)

1. 概要

高齢社会、生涯学習ニーズ多様化の時代である今日、市民の方々の中から多彩な特技や才能をお持ちの方に、生涯学習を指導していただくために、「市民講座講師登録制度」(まちのすぐれもの)が平成9年10月に発足しました。

2. 登録状況

文学、歴史、人権、語学、簿記、生花、書道、押し花、手芸、スポーツ、コーラス、絵画、体操、子育て、紙芝居、囲碁、手品、パソコン関連等、登録申請された方々の得意ジャンルは多岐にわたっており、令和4年度登録者数(2年毎に更新)は、延べ60人です。

3. 今後の課題

高齢社会のさらなる進行を踏まえて、高齢者の活躍の機会を創出するとともに、有為な人材を発掘し、市民講座の質の向上に努めていく必要があります。そのため、さらに積極的なPR方法を検討するとともに、近隣市町村との連携や情報システムの導入等が課題となっています。

市民講座講師登録制度
市立社会教育センター

まちのすぐれもの
大募集

生涯学習社会の実現のため、社会教育センターでは、市民の皆様の多彩な特技や資格を当センターが主催する市民講座などで活かしていただこうと「市民講座講師登録制度」を設けています。語学・音楽・スポーツ・パソコンなど、ジャンルは問いません。「私はこれなら教えられる」、「これを教えたい」と思っておられる方は是非登録して下さい。機会があれば、市民講座の講師を、又PTAやグループの指導などやってみませんか。

※ グループ活動で講師を採っておられる方、一度ご相談下さい。(登録者はボランティアとして扱います。)

東大原市立社会教育センター

TEL: 06-6789-4100 FAX: 06-6789-5212

參考資料

(1) 東大阪市立社会教育センター条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第6号

改正

平成3年6月24日条例第18号

平成25年3月31日条例第9号

平成27年3月31日条例第25号

平成31年3月29日条例第16号

令和4年3月31日条例第19号

東大阪市立社会教育センター条例

(設置)

第1条 生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、本市に社会教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立社会教育センター

位置 東大阪市長堂一丁目

2 社会教育センターに分館を設け、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 社会教育センターは、次の事業を行う。

(1) 社会教育活動に係る情報の収集、提供及び指導に関すること。

(2) 社会教育活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。

(3) 社会教育活動に係る講座及び学級に関すること。

(4) 視聴覚教育の振興に関すること。

(5) 社会教育関係の団体及び機関に関すること。

(6) 市民に生涯学習の場を提供すること。

(7) 前各号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 社会教育センター及び分館の施設及び別に定める設備等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

(1) 社会教育法第23条に規定する行為をするおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(5) 管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を受けた者に対して使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

(原状回復)

第7条 使用の許可を受けた者は、使用を終わったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第8条 使用の許可を受けた者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

第9条 社会教育センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則 (平成3年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による廃止前の東大阪市立公民館条例第3条第1項の許可で施行日以後の使用に係るものを受けた者については、施行日において、第1条の規定による改正後の東大阪市立社会教育センター条例第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成31年3月29日条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第19号)

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

別表 (第2条第2項関係)

名称	位置
東大阪市立社会教育センター孔舎衛公民分館	東大阪市日下町五丁目
東大阪市立社会教育センター豊浦公民分館	東大阪市豊浦町
東大阪市立社会教育センター縄手公民分館	東大阪市御幸町
東大阪市立社会教育センター石切公民分館	東大阪市北石切町
東大阪市立社会教育センター縄手南公民分館	東大阪市下六万寺町一丁目

東大阪市立社会教育センター池島公民分館	東大阪市池島町四丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館	東大阪市鴻池町一丁目
東大阪市立社会教育センター岩田公民分館	東大阪市岩田町五丁目
東大阪市立社会教育センター若江公民分館	東大阪市若江北町三丁目
東大阪市立社会教育センター玉串公民分館	東大阪市玉串町西二丁目
東大阪市立社会教育センター盾津東公民分館	東大阪市川田二丁目
東大阪市立社会教育センター荒川公民分館	東大阪市荒川一丁目
東大阪市立社会教育センター長堂公民分館	東大阪市長堂一丁目
東大阪市立社会教育センター三ノ瀬公民分館	東大阪市三ノ瀬一丁目
東大阪市立社会教育センター高井田東公民分館	東大阪市高井田中一丁目
東大阪市立社会教育センター森河内公民分館	東大阪市森河内東一丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館	東大阪市菱屋西四丁目
東大阪市立社会教育センター太平寺公民分館	東大阪市太平寺二丁目
東大阪市立社会教育センター高井田西公民分館	東大阪市高井田本通四丁目
東大阪市立社会教育センター楠根公民分館	東大阪市稲田本町二丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬西公民分館	東大阪市柏田本町
東大阪市立社会教育センター長瀬東公民分館	東大阪市大蓮東二丁目
東大阪市立社会教育センター小阪公民分館	東大阪市下小阪一丁目
東大阪市立社会教育センター上小阪公民分館	東大阪市上小阪三丁目
東大阪市立社会教育センター意岐部公民分館	東大阪市御厨中二丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター弥刀公民分館	東大阪市近江堂一丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬北公民分館	東大阪市吉松二丁目
東大阪市立社会教育センター大蓮公民分館	東大阪市大蓮南二丁目

(2) 東大阪市立社会教育センター条例施行規則

昭和58年 5月14日 東大阪市教育委員会規則第4号

改正

平成6年3月31日教育委員会規則第2号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成26年1月16日教育委員会規則第1号
平成27年4月21日教育委員会規則第12号
平成30年3月20日教育委員会規則第7号
平成31年3月29日教育委員会規則第8号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年10月1日教育委員会規則第25号
令和4年3月23日教育委員会規則第6号
令和5年1月25日教育委員会規則第1号

東大阪市立社会教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 社会教育センター及び分館の開館時間は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 社会教育センター及び分館の休館日は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用予定日の3月前から3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、使用の許可をしたときは、使用許可書を交付する。

(申請等の特例)

第5条 施設の使用の許可の申請等の手続は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができる。

(遵守事項)

第6条 使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用許可のない物件を使用しないこと。
- (3) 火災及び盗難に留意すること。

(4) 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。

(5) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

(実費徴収)

第7条 使用者が、電話、ガス、水道等を使用するときは、その実費を徴収することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をしたとき、又はするおそれがあるとき。

(2) その他、管理上支障があると認めるとき。

(公民分館運営委員会)

第9条 分館に公民分館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員の定数は、30人以内とする。ただし、運営上必要があるときは、増員することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、分館ごとに、当該分館の所在する区域の中で各種団体の推薦その他の方法により選ばれた者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員会の任務)

第10条 委員会は、分館の行う各種事業の企画、実施について協力するものとする。

(分館の分室)

第11条 分館に分室を設け名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

2 第2条から第7条まで及び前条の規定は、前項に定める分室について準用する。この場合において、これらの規定中「分館」とあるのは「分室」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月21日教委規則第12号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行す

附 則（平成31年4月26日教委規則第

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日教委規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月25日教委規則第1号）

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

施設	開館時間	
社会教育センター	火曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで
	日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで
分館	火曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで
	日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで

別表第2（第3条第1項関係）

施設	休館日
社会教育センター	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで
分館	月曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで

別表第3（第10条第1項関係）

名称	位置
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館分室	東大阪市東鴻池町五丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館南分室	東大阪市吉田一丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館北分室	東大阪市松原一丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館分室	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館永和分室	東大阪市永和二丁目

(3) 東大阪市立公民館運営審議会条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第7号

改正

平成12年3月31日条例第5号

平成24年3月30日条例第4号

平成27年3月31日条例第25号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、東大阪市立社会教育センターに東大阪市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の委嘱基準等)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の定数は、20人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号）の施行の日から施行する。

2 東大阪市立公民館条例（昭和42年東大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年3月31日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(4) 東大阪市立野外活動センター条例

平成8年12月18日東大阪市条例第28号

改正

平成17年7月25日条例第67号

平成25年3月31日条例第9号

平成25年7月31日条例第21号

令和3年6月30日条例第26号

(設置)

第1条 自然の中での野外活動を通じて、市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇を過ごすことができるようにするため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立野外活動センター

位置 東大阪市六万寺町1丁目

2 センターに、愛称を付すことができる。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 野外活動に係る指導及び相談に関すること。
- (2) 野外活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。
- (3) 自然環境に係る学習の機会を提供すること。
- (4) 野外活動の普及及び奨励に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、第13条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 使用の目的が、センターの設置の目的にそぐわないとき。
- (5) 管理上その他指定管理者においてセンターの使用について支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(センター内の禁止行為)

第7条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの敷地又は施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (3) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (4) 指定された場所以外の場所で野営、たき火又は炊さんをする事。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙をする事。
- (6) 物品の販売をする事。
- (7) 植物及び岩石を採取すること。
- (8) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (9) 建物の壁、柱等にはり紙、釘打ち等をする事。
- (10) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をする事。

(入場の制限等)

第8条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(利用料金)

第9条 使用者は、指定管理者にセンターの施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、後納させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損害賠償)

第12条 使用者又はセンターの入場者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理に関する事。
- (2) センターの使用の許可及び使用の許可の取消し等に関する事。
- (3) センターの入場の制限等に関する事。
- (4) 第3条各号に掲げる事業に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(教育委員会が管理する場合の使用料等)

第16条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合であって、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表に定める額（附属設備については、教育委員会が規則で定める額）の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平成9年教育委員会規則第2号で平成9年5月3日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第67号)

1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第14条を第23条とする改正規定及び第13条の次に9条を加える改正規定（第14条から第16条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(平成18年教育委員会規則第1号で平成18年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の東大阪市立野外活動センター条例第4条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行）

附 則 (令和3年6月30日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の東大阪市立野外活動センター条例（以下「新条例」という。）別表に掲げる施設の使用に係る東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の許可並びに新条例第9条の規定による利用料金に係る手続及び第10条の規定による利用料金の還付並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第9条第1項の規定は、施行日以後の施設及び附属設備の使用について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日までの引き続いた施設及び附属設備の使用については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項・第9条第2項・第16条第1項関係）

使用施設	単位	料金
バンガロー（12人用）	1棟 1泊	9,600円
バンガロー（6人用）	1棟 1泊	4,800円
テントサイト（フレッシュエアテント付き）	1区画 1泊	4,000円
テントサイト	1区画 1泊	3,000円
バーベキューサイト	1区画 1回	1,000円
研修室（大）	午前9時から午後9時まで	5,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
研修室（小）	午前9時から午後9時まで	2,000円
	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後6時から午後9時まで	600円

(5) 東大阪市立野外活動センター条例施行規則

平成9年3月5日東大阪市教育委員会規則第3号

改正

平成14年3月22日教育委員会規則第6号
平成17年7月25日教育委員会規則第18号
平成18年2月17日教育委員会規則第3号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成25年7月31日教育委員会規則第12号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号
令和3年7月20日教育委員会規則第23号
令和4年3月31日教育委員会規則第7号
令和4年7月1日教育委員会規則第14号

東大阪市立野外活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立野外活動センター条例（平成8年東大阪市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立野外活動センター（以下「センター」という。）の愛称は、自由の森なるかわとする。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市立野外活動センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、申請者が電子情報処理組織（市の機関等（市長その他の本市の機関及び地方自治法第244条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、指定管理者に対し、条例第4条に規定するセンターの施設（以下「施設」と

いう。) 使用の申請をしたときは、使用許可申請書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による申請(以下「使用許可の申請」という。)をすることができる期間は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の7日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 使用許可の申請は、使用日の3月前の日の属する月の1日から受理するものとする。

4 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立野外活動センター使用許可書(以下「使用許可書」という。)を交付する。ただし、申請者が、第1項ただし書の規定により、施設使用の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用期間は、引続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、この限りでない。

(バンガロー等の使用時間)

第6条 バンガローの使用時間は、入所日の午後2時から退所日の午前11時までとする。

2 テントサイトの使用時間は、入所日の午後1時から退所日の午前11時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用中止の届出)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する必要がなくなったときは、速やかに指定管理者に東大阪市立野外活動センター使用中止届書(以下「使用中止届書」という。)を提出しなければならない。ただし、使用者が、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により指定管理者に対し施設使用の中止の届出をしたときは、使用中止届書の提出を省略することができる。

(附属設備の利用料金の上限)

第8条 条例第9条第2項の教育委員会が規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の還付)

第9条 条例第10条のただし書の規定による利用料金を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき 全額

(2) 第7条の規定による届出を行ったとき 教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、東大阪市立野外活動センター利用料金還付請求書(以下「利用料金還付請求書」という。)に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用料金の還付を受けようとする者が、第4条第4項ただし書の規定により使用許可を受け、かつ、第7条ただし書の規定により施設使用の中止の届出をしたときは、使用許可書及び利用料金還付請求書の提出を省略することができる。

(使用許可書の提示)

第10条 使用者は、センターの入所時に使用許可書を提示しなければならない。ただし、使用者が第4条第5項の規定により施設使用の許可を受けときは、使用許可書の提示を省略することができる。

(細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年5月3日から施行する。

附 則（平成14年3月22日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教委規則第18号）

この規則は、東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第67号）の施行の日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定（第12条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月17日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日教委規則第23号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の区分	単位	料金	備考
野外炊事設備	1人 1日	100円	宿泊施設に備え付けられているものは除く。
シーツ	1枚	200円	
石油ファンヒーター	1台	600円	石油ファンヒーターの灯油タンク一杯分
コイン式シャワー	1回	100円	シャワー室のシャワーに限る。
コイン式空調機	1回	100円	

(6) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例

平成9年7月4日東大阪市条例第24号

改正

平成17年7月25日条例第66号

平成25年3月31日条例第9号

平成25年7月31日条例第21号

(設置)

第1条 東大阪市立学校の余裕教室を活用して、地域の生涯学習活動の振興を図るため、本市に地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習ルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用許可)

第3条 生涯学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、第9条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 生涯学習ルームの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(4) 使用の目的が、生涯学習ルームの設置の目的にそぐわないとき。

(5) 管理上その他指定管理者において生涯学習ルームの使用又は学校の運営に支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用の許可を取り消し、

又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、生涯学習ルームの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(設備の許可等)

第7条 使用者は、生涯学習ルームの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、生涯学習ルームの使用が終わったとき、又は生涯学習ルームの使用の許可を取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者又は生涯学習ルームの入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 生涯学習ルームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、生涯学習ルームの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う生涯学習ルームの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習ルームの維持管理に関すること。

(2) 生涯学習ルームの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成9年教委規則第12号で平成9年9月23日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第66号)

1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第10条を第19条とする改正規定及び第9条の次に9条を加える改正規定(第10条から第12条までの規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成18年教委規則第1号で平成18年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条及び第7条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。(平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行)

別表(第2条関係)

名称	位置
東大阪市立花園地域生涯学習ルーム	東大阪市花園本町2丁目

(7) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則

平成9年9月11日東大阪市教育委員会規則第13号

改正

平成17年7月25日教育委員会規則第17号
平成25年3月31日教育委員会規則第9号
平成25年7月31日教育委員会規則第12号
平成26年1月16日教育委員会規則第1号
令和3年10月1日教育委員会規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例（平成9年東大阪市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

名称	開館時間
花園地域生涯学習ルーム	午前9時から午後9時まで

2 生涯学習ルームの休館日は、次の表に掲げる日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園地域生涯学習ルーム	月曜日及び木曜日

(使用許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、地域生涯学習ルーム使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請は、使用の日の3月前までのものについては、受理しない。

3 生涯学習ルームの使用を許可したときは、地域生涯学習ルーム使用許可書を交付する。

(使用許可を受けた者の遵守事項)

第4条 使用の許可を受けた者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた施設又は設備以外のものを使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 生涯学習ルームへの入館者に対して次条に定める事項を守らせること。
- (6) 管理上の必要な指示に従うこと。

(生涯学習ルーム内の禁止行為)

第5条 生涯学習ルーム内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙すること。
- (2) 騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 館内を不潔にすること。
- (4) 管理上の指示に反する行為をすること。

(入館の制限等)

第6条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、生涯学習ルームへの入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

(様式)

第7条 この規則における書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年9月23日から施行する。

附 則 (平成17年7月25日教委規則第17号)

この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例(平成17年東大阪市条例第66号)の施行の日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定(第8条第2項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日教委規則第9号)

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(8) 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市長が主催する市民講座(前期・後期)の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

(講師候補者の登録)

第2条 社会教育センター館長は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を本人の申請(別紙様式-1)により市民講座講師候補者として登録することができる。

(登録の対象及び範囲)

第3条 社会教育センター館長は、次の各号に定める要件を満たす者を講師候補者として登録し、登録者名簿に記載する。

(1)原則として本市に居住または通勤する者。

(2)年齢20才以上の者。

(登録の有効期間及び更新)

第4条 登録の有効期間は、原則として2年間とする。ただし、申請者本人の申し出により更新することができる。

(講師の採用)

第5条 社会教育センター館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

(講師の職務内容)

第6条 前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

(講師に対する報酬)

第7条 講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

(講師としての活動中の事故に対する補償)

第8条 講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センターが加入する傷害保険を適用するものとする。

(他の関係機関等との連携)

第9条 この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

(情報の公開)

第10条 この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

(実施上の留意事項)

第11条 この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、社会教育センター館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年3月10日から施行する。

(9) 社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平11法160

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平11法160

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1項削除》平11法087

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平11法087

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

《改正》平11法087

《改正》平13法106

《2項削除》平11法087

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

《改正》平11法087

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

《改正》平11法087

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《全改》平20法059

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

《追加》平20法059

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会

計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

《改正》平11法160

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

(2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

《改正》平11法160

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

社会教育センター年報 第38号



(発行)

東大阪市立社会教育センター

〒577-0056

東大阪市長堂一丁目17番29号

電話：06-6789-4100

FAX：06-6789-5212

E-mail：shakyocenter@city.higashiosaka.lg.jp